ステップ2 相続税の総額の計算

相続税の概算を計算する第1段階として、まず相続税の総額を計算しなければならない。この相続税の総額とは、被相続人の死亡によって発生する全体の相続税のことを表し、その算出手順はP13の図表1のとおりだ。

・正味の遺産額

相続財産やみなし相続財産、3年以内の生前贈与財産から非課税財産や債務を控除して、相続税の課税対象を表す「正味の遺産額」を計算する。非課税財産には死亡保険金や死亡退職金の非課税枠のほか、墓所や仏壇、宗教や学術等の公益を目的とする一定の財産などが挙げられる。

・課税遺産総額

次に、正味の遺産額から基礎控除額を控除して「課税遺産総額」を求める。基礎控除額は、「3000万円＋600万円×法定相続人の数」で求められる。この場合に含める養子の数は、実子がいる場合は一人、実子がいない場合は二人までとなる。

・相続税の総額

課税遺産総額を法定相続人ごとの法定相続分に応じてあん分した金額に、図表2の相続税の税率を適用して、各法定相続人の相続税を計算する。この各法定相続人の相続税額を合計したものが「相続税の総額」となる。

相続税の税率は、課税対象金額が大きいほど税率が高くなる超過累進税率が採用されている。

図表2　相続税の税率

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	——
1,000万円超から3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超から5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超から1億円以下	30%	700万円
1億円超から2億円以下	40%	1,700万円
2億円超から3億円以下	45%	2,700万円
3億円超から6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

（出所）国税庁HPより抜粋

図表3　各人の納付相続税の計算（第2段階）

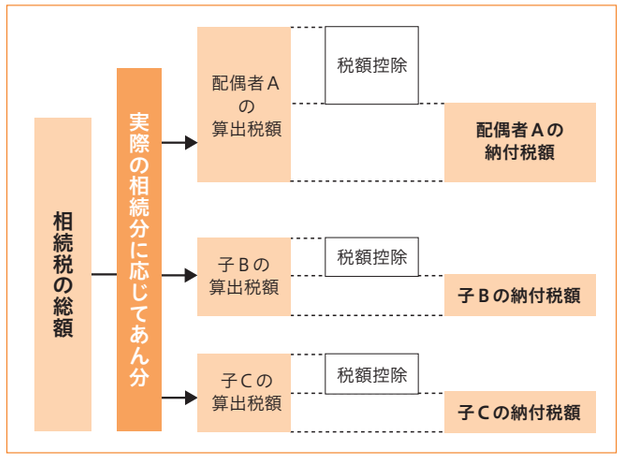

（出所）筆者作成

ステップ3 相続分のあん分と各種控除の活用

相続税の総額を計算した後は第2段階として、相続により財産を取得した相続人などが納付する相続税を計算する。（図表3）

各人の算出税額に各種税額控除を加減算

・各人の算出税額

相続税の総額に対し、相続人等が実際に財産を取得した割合を乗じて「各人の算出税額」を算出する。財産をより多く取得した人は、その分だけ多くの相続税を負担することとなる。

・各種税額控除等

各人の算出税額に、相続税額の2割加算、各種税額控除を加減算して「各人の納付税額」を計算する。相続税の2割加算とは、兄弟姉妹や孫養子など一親等の血族及び配偶者以外の者が相続財産を取得した場合には、算出税額に2割を加算しなければならないという規定だ。

税額控除には、各人に対して次のような項目がある。

・配偶者の税額軽減

配偶者に対し、その法定相続分（最低1億6000万円）に応ずる相続税額を控除

・未成年者控除

18歳までの年数×10万円

・障害者控除

85歳までの年数×10万円（特別障害者は20万円）

・相次相続控除

相続発生前10年以内に、被相続人が相続税を払っていた場合に一定額を控除

・贈与税額控除

相続税の加算対象となった生前贈与に対して支払った贈与税額を控除

・外国税額控除

被相続人の外国に所在する財産に対して、外国の相続税が課せられた場合に一定額を控除

中でも配偶者の税額軽減は相続税納付額を抑えるのに効果的だが、相続財産によっては配偶者自身の相続で相続税が過大になるおそれがある。2回の相続で納付する相続税が最小となるように遺産分割を行うことが肝心だ。

最後に、本稿の内容を図表4に計算例で示した。復習も兼ねて確認してほしい。●

図表4　相続税額の計算例

正味の遺産額		9,000万円−200万円＝8,800万円
課税遺産総額		8,800万円−4,800万円（注）＝4,000万円 （注）基礎控除額 3,000万円＋600万円×3人＝4,800万円
相続税の総額	乙	4,000万円×1／2（法定相続分）＝2,000万円 2,000万円×15%（相続税率）−50万円＝250万円
	A	4,000万円×1／4（法定相続分）＝1,000万円 1,000万円×10%（相続税率）＝100万円
	B	4,000万円×1／4（法定相続分）＝1,000万円 1,000万円×10%（相続税率）＝100万円
	合計	250万円＋100万円＋100万円＝450万円
各人の算出税額および納付税額	乙	450万円×50%（実際の相続割合）＝225万円 225万円−225万円（注）＝0万円 （注）配偶者の税額軽減により相続税はかからない
	A	450万円×40%（実際の相続割合）＝180万円
	B	450万円×10%（実際の相続割合）＝45万円

【前提】
・被相続人甲の遺産総額は9,000万円（債務が200万円含まれている）
・法定相続人は、配偶者乙と子A、子Bの3人
・実際の相続割合は、乙が50%、Aが40%、Bが10%である

（出所）筆者作成